

南海トラフ地震時医療救護活動体制の目指す姿【 梶原町 】

H30年1月修正

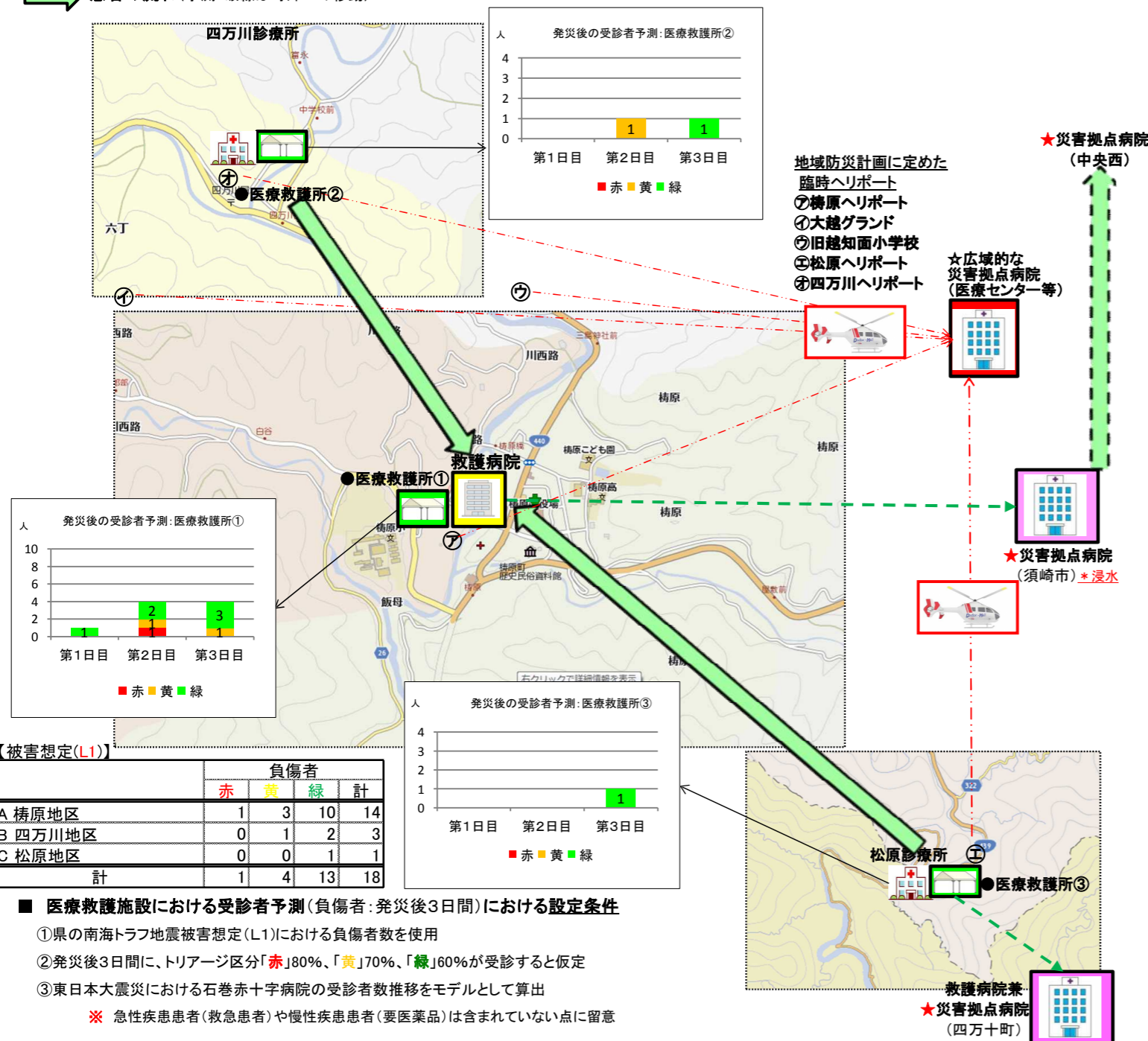
★目指す姿

- ◇限られた地域の医療資源を最大限に活用するとともに、地域住民と一体となった総力戦による医療救護体制
- ◇隣接の市町（津野町、四万十町）と負傷者や避難住民の移動等を踏まえた広域的な医療救護体制

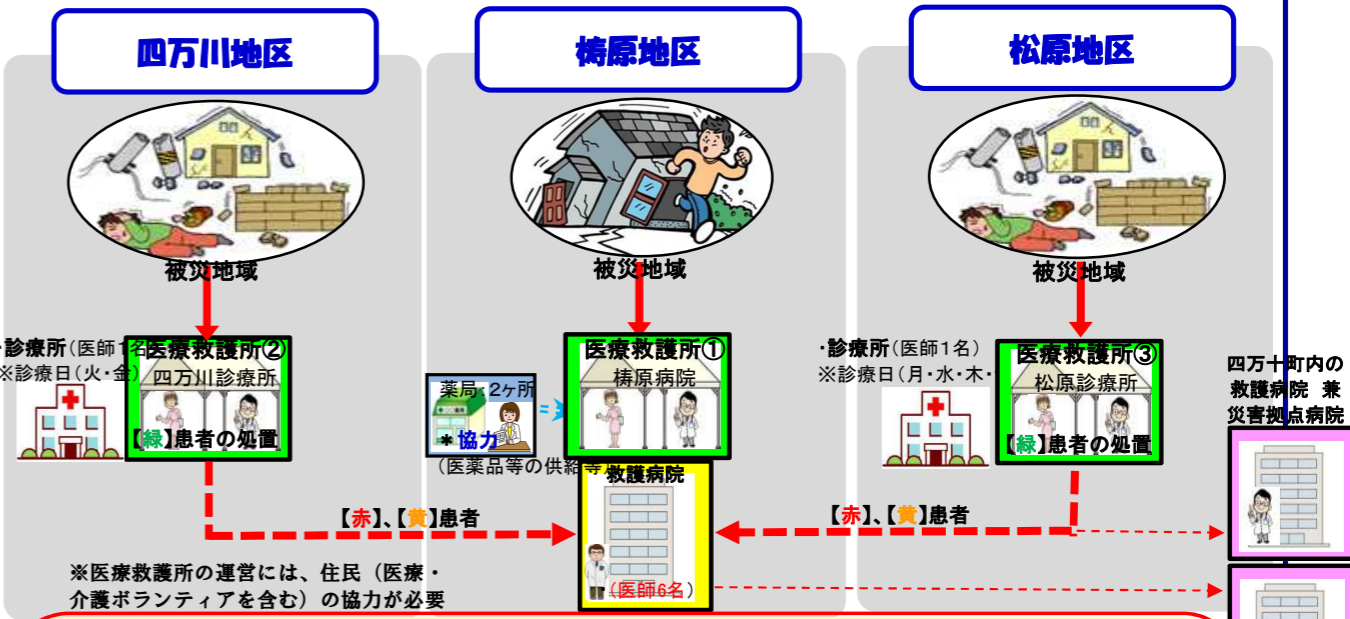
【梶原町】

- * 病院(30床): 1ヶ所⇒医療救護所①
医師6名(常勤5名 非常勤1名)
全員町内在住
- * 診療所(無床): 2ヶ所⇒医療救護所②③
- * 薬局: 2ヶ所

患者の流れ(予測: 破線は町外への移動)



- ☆特徴: 津波被害はないものの、医療資源が乏しく、道路の寸断により孤立する可能性が高い
- 【四万川地区】
 - ・医療救護所として診療所を活用
 - ・医療従事者の絶対的な不足
- 【梶原地区】
 - ・医療救護所として病院を活用
 - ・医療従事者の絶対的な不足
- 【松原地区】
 - ・医療救護所として診療所を活用
 - ・医療従事者の絶対的な不足



◎H28 医療救護体制の抜本的見直しのための検討を開始

- 助かった命をつなぐ医療救護体制の整備が必要
- 医療救護計画の改訂へ向けた検討を開始
- 医療救護計画改訂(H29年3月)

◎H29 医療救護体制の強化

- 限られた医療資源を最大限に活かすための医療救護体制の整備
- 「地域ごとの医療救護の行動計画」作成の為の検討会(メンバー:保健福祉センター、梶原病院等)
- ①被害想定、医療資源等の基礎データで現状把握(7月3日)
- ②改定された医療救護計画との整合を取り素案作成(11月2日)
- ③検討会で素案の追加・修正(12月11日)
- 県医療支部との情報伝達訓練(10月13日)
- 住民を対象とした防災訓練の実施(11月5日)
- 医療救護所におけるトリアージ訓練の実施(H30年3月17日)
- 医療従事者の確保対策
- ・(広域)医療従事者搬送計画の検討[医療政策課、須崎地域本部、福祉保健所、梶原町]
- 医療支援チームの搬送エリア(案)の設定

◎H30 医療救護体制整備の促進

- 医療救護計画に基づく訓練の実施→急性期の医療救護体制の検証
- ・医療救護所におけるトリアージ訓練
- 住民を対象とした防災訓練の実施(11月4日)
- 医療従事者の確保対策の継続